

令和7年2月21日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社高見澤（所在地 長野県長野市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

契約課 課長 高橋 （内線：2511）

契約課 課長補佐 倉持 （内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
株式会社高見澤	長野県長野市大字鶴賀字苗間平 1 6 0 5 番地 1 4

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 2 月 2 1 日から令和 7 年 3 月 2 0 日まで（1 ヲ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者及び同社使用人は、令和 4 年 1 0 月 1 4 日に発生した同社小布施工場における死亡事故に関し、労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和 6 年 1 1 月 2 5 日付けで長野地方裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が労働安全衛生法違反により罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヲ月以上9 ヲ月以内